

自治基本条例

第5号 令和元年10月1日発行

発行 厚木市 協働安全部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-221-0260
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

まちづくりのルールを知ろう! だよい

第5号 まちづくりに意見を反映させよう!



これから作られる条例や計画など、まちづくりについて意見を伝えるためにはどうすれば良いの？

厚木市では、自治基本条例の基本原則の一つである「**参加及び協働の原則**」に基づき、市民の皆様が、政策等の企画立案、実施、評価等の過程において市政に関与するための具体的なルールとして、平成24年に「**市民参加条例**」を施行しました。この市民参加条例では、まちづくりに対して意見を伝えるための様々な方法を定めています。

具体的には、市が**①条例の制定や改正、②計画の策定や改定、③その他市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入等を行う**場合、あらかじめ市民の皆様から意見をいただく機会を設けています。

今号では、市民の皆様がまちづくりに対して意見を伝えるための主な方法と、それぞれの具体的な内容をお知らせします。

まちづくりへの市民参加の方法

いくつかの方法を組み合わせ
多くの市民の皆様のご意見を募集しています



1 意向調査



意向調査とは、今後のまちづくりの方向性を決める計画や市のルールとなる条例を作る前段階で、市民の皆様の考え方の傾向等を把握するために行う市民参加の手法です。

一般的には、アンケート形式で行われることが多く、「●●計画に関する市民アンケート調査」といった名称で行われます。

意向調査の結果は、計画や条例を作る際の基礎データとして活用します。

・意向調査の具体例

- (1) 防災意識に関する市民アンケート調査（平成30年6月実施）
- (2) 人権問題市民意識調査（平成30年8月実施）

意向調査の流れ

①調査票の送付

対象となる方に調査票が郵送又は配布されます。対象となる方は、無作為に選ばれた方や調査内容に関係のある方等、調査の内容により異なります。

例えば、子育てに関する調査を行う場合には、子育て世帯の方を選出する等、できるだけ多くの方から意見をいただくような方法を採用します。

②回答

調査票が送られた方は、回答用紙に記入し、郵送等、定められた方法により提出をお願いします。

③結果の公表

調査結果は後日市のホームページ等で公表します。

2 意見交換会



意見交換会とは、条例や計画等を検討する過程で、その案について市民の皆様に説明し、御質問や御意見をいただきながら、市と意見交換をする市民参加の手法です。

意見交換会で出された意見は、計画や条例の内容に反映されることがあります。

・意見交換会の具体例

- (1) 市営自転車等駐車場の料金の体系に関する意見交換会（令和元年7月開催）
- (2) （仮称）成年後見制度利用促進基本計画の策定に係る意見交換会（令和元年8月開催）

意見交換会の流れ

①開催周知

開催日の2週間前までに広報あつぎや市ホームページで周知をします。

②参加方法

原則として事前の予約は必要ありません。直接会場に御来場ください。

③案の説明

条例や計画の案について資料に基づいて説明します。

④質疑応答

御意見や御質問がある場合、質疑応答でお受けします。

⑤結果の公表

開催結果や質問に対する市の考え方は、後日市ホームページ等で公表します。



3 審議会等

審議会等とは、特定の分野の議題について、専門家等から意見を聴取するために設置する会議体です。

厚木市では、できるだけ広く市民の皆様から意見をお聴きするために、市民の方（原則として、市内在住・在勤・在学）から審議会等の委員を募集しています。

選任された方は、会議で計画や条例の内容等、様々な案件について、大学教授や関係団体の代表者といった専門家の方と共に、審議していただきます。

会議は、原則として公開していますので、誰でも傍聴することができます。また、議事録等の会議の概要や会議資料は後日公表されます。

審議会等の具体例

「自治基本条例推進委員会の場合」

(1) 主な活動内容

自治基本条例と市民参加条例が正しく運用されているか点検・評価していただきます。

(2) 会議の回数

平成30年度は年5回開催
会議時間は1時間半程度

(3) 構成員（11人）

ア 学識経験者（2人）

大学准教授

（専門：自治体政策学、公法学）

イ 各種団体の代表（4人）

自治会、商工会議所、青年会議所、ボランティア連絡協議会

ウ 公募による市民委員（5人）

(4) 男性は9人、女性は2人。10代から70代まで幅広い年齢層の方に参加していただいています。

その他の主な審議会等

- (1) 総合計画審議会
- (2) 保健福祉審議会
- (3) 環境審議会
- (4) 子ども育成推進委員会
- (5) 文化芸術振興委員会

この他、様々な分野で審議会等を設置し、広く市民の皆様から御意見をいただくために委員の公募を随時行っています。興味のある分野で募集がされた場合は、是非応募を御検討ください。

なお、委員として就任していただいた方には会議出席に応じて報酬（原則7,800円/回）が支払われます。



委員への応募方法

①委員の募集

審議会の設置や委員の交代に合わせて、広報あつぎや市ホームページで募集します。

②応募方法

応募用紙を市ホームページからダウンロード、又は公民館等の市公共施設で受け取り、必要事項（履歴や応募動機等）を記入し、御提出ください。

③選考手続

書類選考や面接を行い、後日結果を通知します。

④委嘱状の交付

委嘱状をお渡しし、正式に委員に御就任いただきます。

4 パブリックコメント

パブリックコメントとは、条例や計画などの案を公表し、市民の皆様から御意見等をいただく市民参加の手法です。

ここで公表される案は、意向調査、意見交換会、審議会等といった市民参加手続を行う中で寄せられた、市民の皆様からの御意見を反映させた最終案になります。そうしたことから、パブリックコメントは、市民参加手続の最後に行われます。

・パブリックコメントの具体例

- (1) 新庁舎整備基本構想の策定
(平成30年7月実施)
- (2) 地域防災計画の見直し
(平成31年1月実施)

パブリックコメント手続の流れ

①周知

広報あつぎや市ホームページで手続実施の周知をします。

条例や計画の案は、市ホームページや公民館等の市公共施設で確認していただけます。

②意見の提出

指定の用紙に意見等を御記入いただき、期間内（原則30日）に提出をお願いします。

用紙は市ホームページからダウンロードできるほか、公民館等の市公共施設でも配布しています。

③結果の公表

皆様からいただいた意見の要旨とそれに対する市の考え方は後日市のホームページ等で公表します。



市民の皆様の声が 明日の厚木市をつくります

厚木市では、市民の皆様の声をおよぼすためのまちづくりに生かすため、今回ご紹介したもの以外にも、様々な方法で、市民参加の機会を設けています。

広報あつぎや市ホームページで随時お知らせしていますので、皆様の参加をお待ちしています。



市ホームページの
市民参加手続のページ



広報あつぎでの目印はこちら



自治基本条例の見直し（総点検）結果

平成29年度から30年度の2年間をかけて、自治基本条例の内容が今の時代にふさわしいものとなっているか、見直し（総点検）を行いました。

アンケート調査、意見交換会、自治基本条例推進委員会での審議、パブリックコメントという市民参加手続を経て市民の皆様から様々な御意見をいただきました。

最終的に「条例の改正は必要ない」という結果となりましたが、市民の皆様への自治基本条例の更なる周知といった課題についても改めて認識したところです。

引き続き、市民自治の更なる推進のため、様々な取組の中で、自治基本条例の周知に努めてまいります。

